

公益デジタルプラットフォーム運営事業者認定制度 申請要領

目次	
1.	公益デジタルプラットフォーム運営事業者認定制度について 1
1.1.	制度の概要 1
1.2.	認定基準の概要 2
2.	手続き方法 3
2.1.	新規申請の場合 3
2.2.	更新申請の場合 3
2.3.	認定を受けた申請書の内容を変更する場合 3
3.	申請窓口 4
4.	申請書の記載方法 5
4.1.	新規申請の場合 5
4.2.	更新申請の場合 14
4.3.	認定を受けた申請書の内容を変更する場合 14
5.	【参考】関係法令抜粋 15
5.1.	情報処理の促進に関する法律 15
5.2.	情報処理の促進に関する法律施行規則 17
5.3.	情報処理システムの運用及び管理に関する指針 19

2024年7月3日 策定

2024年7月23日 更新

独立行政法人情報処理推進機構
デジタル基盤センター

1. 公益デジタルプラットフォーム運営事業者認定制度について

1.1. 制度の概要

複数のステークホルダーを横断したデータ共有を行うデータ連携システムはデジタルライフラインの根幹として位置付けられますが、このようなシステムを事業者が安心して積極的に活用するためには、企業の営業秘密やデータ主権への配慮、相互運用性の確保等の環境整備が重要であり、当該システムの運営を行う者には一定程度の公益性が求められます。このため、データ連携システムの運営及び管理を行う者のうち特に必要な民間事業者等を政府が「公益デジタルプラットフォーム運営事業者（以下「公益DPF」という）」として認定し、公益性を担保する仕組みが創設されました。

本制度では、情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第31条に基づき、経済産業大臣が事業者に対して認定を行います。また、本制度の申請の受付、審査等の認定審査事務は独立行政法人情報処理推進機構が行います。

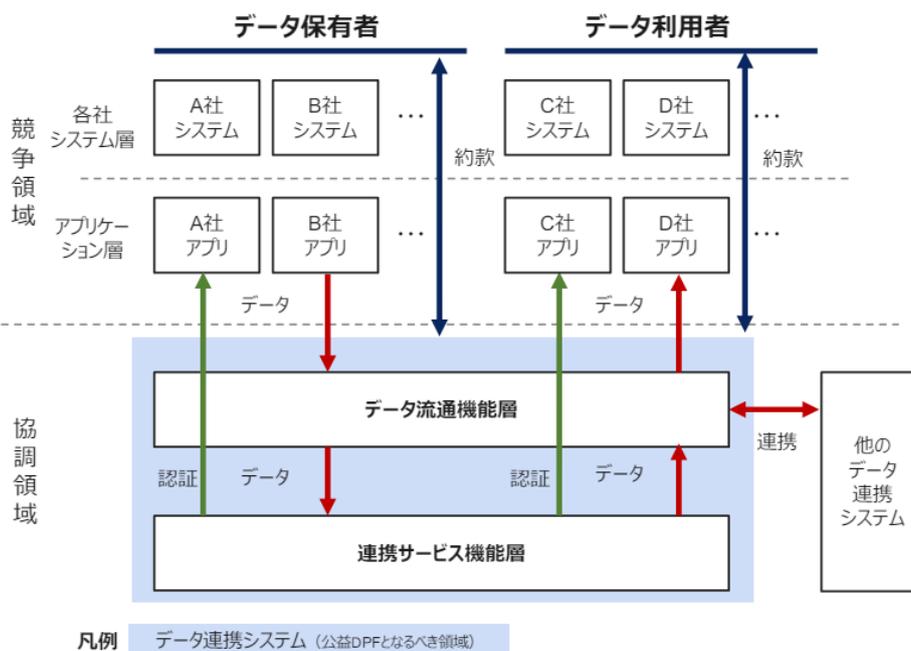


図 1 公益デジタルプラットフォームの位置づけ

1.2. 認定基準の概要

公益 DPF 認定制度の認定基準は情報処理の促進に関する法律施行規則（平成 28 年経済産業省令第 102 号）で定められています。公益 DPF 認定を取得するためには、DX 認定の基準に加え、以下の基準に適合することが求められます。

- ・ データ連携システムの運用及び管理（※IPAが定めるガイドライン等の文書に準拠すること等）
- ・ 安全性・信頼性の確保
- ・ 相互運用性の確保
- ・ 事業安定性の確保

認定基準の詳細は「【参考】関係法令抜粋 5.2 情報処理の促進に関する法律施行規則 第 41 条」をご確認ください。

※公益 DPF 認定を取得するために準拠が必要となるガイドラインは、IPA の WEB ページで順次公開します。

1.3. 認定の有効期間と更新

本制度の認定は、2 年ごとにその更新を受けなければ、その効力を失います。本制度の認定を受けた事業者は、認定の更新を受けようとする場合、認定後 2 年を経過する日の 60 日前までに認定更新申請書を提出する必要があります。

2. 手続き方法

2.1. 新規申請の場合

公益デジタルプラットフォーム運営事業者の認定を新規に申請する場合は、以下の手続きに従って申請を行ってください。

- ① 認定申請書（様式第16）を以下のURLからダウンロードしてください。
独立行政法人情報処理推進機構 HP
<https://www.ipa.go.jp/digital/dx/dpf-nintei.html>
- ② 認定申請書（様式第16）に必要事項をご記入いただき、必要な添付書類（4. 申請書の記載方法を確認ください）とともに、「3. 申請窓口」に記載のメールアドレス宛に申請書類をメールで提出してください。なお、認定申請書の提出後に追加で資料の提出を求める場合がございます。
- ③ 認定申請書の内容が認定の基準に適合すると認められる場合は、申請書類を提出してから通常4か月以内（追加提出書類がない場合）に経済産業大臣が認定を行い、申請者に対して認定結果が通知されます。また、認定後に申請者の名称や認定申請書が公表されます。

2.2. 更新申請の場合

公益デジタルプラットフォーム運営事業者の認定の更新を申請する場合は、以下の手続きに従って申請を行ってください。

- ① 認定更新申請書（様式第17）を以下のURLからダウンロードしてください。
独立行政法人情報処理推進機構 HP
<https://www.ipa.go.jp/digital/dx/dpf-nintei.html>
- ④ 認定更新申請書（様式第17）に必要事項をご記入いただき、必要な添付書類（4. 申請書の記載方法を確認ください）とともに、「3. 申請窓口」に記載のメールアドレス宛に申請書類をメールで提出してください。なお、認定更新申請書の提出後に追加で資料の提出を求める場合がございます。
- ② 認定更新申請書の内容が認定の基準に適合すると認められる場合は、申請書類を提出してから通常4か月以内（追加提出書類がない場合）に経済産業大臣が認定を行い、申請者に対して認定の更新結果が通知されます。また、認定の更新後に申請者の名称や認定更新申請書が公表されます。

2.3. 認定を受けた申請書の内容を変更する場合

認定を受けた認定申請書または認定更新申請書の内容を変更する場合は、以下の手続きに従って必ず申請を行ってください。

- ③ 認定変更届出書（様式第18）を以下のURLからダウンロードしてください。
独立行政法人情報処理推進機構 HP：
<https://www.ipa.go.jp/digital/dx/dpf-nintei.html>
- ④ 認定変更届出書（様式第18）に必要事項をご記入いただき、必要な添付書類（4. 申請書の記載方法を確認ください）とともに、「3. 申請窓口」に記載のメールアドレス宛に申請書類をメールで提出してください。
- ① 認定変更届出書の内容を踏まえ、認定を受けた認定申請書または認定更新申請書の内容
- ② 容が認定の基準に適合すると認められる場合は、認定変更届出書が公表されます。

3. 申請窓口

(1) 申請窓口

独立行政法人情報処理推進機構
デジタル基盤センター
デジタルトランスフォーメーション部
公益 DPF 認定制度 事務局

(2) メールアドレス

disc-dx-dpf[アット]ipa.go.jp

4. 申請書の記載方法

4.1. 新規申請の場合

公益DPF認定制度の新規申請に必要な内容にはDX認定の申請内容が含まれます。DX認定に関する申請内容（認定申請書第1～3面）の詳細や記載方法については「DX認定制度 申請要項」をご確認ください。

DX認定制度 申請要項

<https://www.ipa.go.jp/digital/dx-nintei/ug65p90000001jbd-att/000086670.pdf>

認定申請書（第4～5面）の項目の構成は以下の通りです。

様式第16（第40条関係）（第四面及び第五面）	
情報処理の促進に関する法律施行規則第41条第2号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。	
(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明	
データ連携システムの目的、概要に関する説明	
データ連携システムの運用及び管理を開始した日	年 月 日
ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称	
開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明	
データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明	
(2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示	
文書等の名称	
記載箇所・ページ	
実施内容	
(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施	
文書等の名称	
記載箇所・ページ	
実施内容	

設問(1) :
データ連携システムの
運用・管理

設問(2) :
利用者に対する
データ管理に関する
事項の開示

設問(3) :
データ連携システムの
安全性・信頼性

図 2 認定申請書の構成 設問(1)～(3)

<p>(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施</p> <table border="1"> <tr> <td>文書等の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>記載箇所・ページ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td></td> </tr> </table>		文書等の名称		記載箇所・ページ		実施内容		<p>設問(4) : データ連携システムの 安全性・信頼性</p>
文書等の名称								
記載箇所・ページ								
実施内容								
<p>(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表</p> <table border="1"> <tr> <td>公表媒体（文書等）の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明</td> <td></td> </tr> </table>		公表媒体（文書等）の名称		準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明		<p>設問(5) : データ連携システムの 相互運用性</p>		
公表媒体（文書等）の名称								
準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明								
<p>(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保</p> <table border="1"> <tr> <td>経営の安定性の確保に関する説明</td> <td></td> </tr> <tr> <td>経営資源の確保に関する説明</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) (1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。</p> <p>備考、用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。</p>		経営の安定性の確保に関する説明		経営資源の確保に関する説明		<p>設問(6) : 事業安定性</p>		
経営の安定性の確保に関する説明								
経営資源の確保に関する説明								

図 3 認定申請書の構成 設問(4)～(6)

認定申請書の各項目の記載方法は以下をご確認ください。

4.1.1. 申請者情報等

認定申請書	
	① 申請年月日 年 月 日
経済産業大臣 殿	② (ふりがな) 一般事業主の氏名又は名称
	③ (ふりがな) (法人の場合) 代表者の氏名
④ 住 所 〒	
	⑤ 法人番号
情報処理の促進に関する法律第31条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第41条(①第1号、②第2号)に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。	
	⑥

①申請年月日

申請書を提出する年月日を記載してください。

②一般事業者の氏名又は名称

申請者の氏名又は名称を記載してください。

③(法人の場合)代表者の氏名

申請者が法人である場合は、代表者の氏名を記載してください。

④住所

申請者の住所を記載してください。

⑤法人番号

申請者の法人番号を記載してください。

⑥申請対象とする認定基準

「第2号」に○をつけてください。

なお、公益 DPF 認定を取得したい場合は第2号、DX 認定を取得したい場合は第1号に掲げる基準による認定となります。

4.1.2. データ連携システムの運用及び管理に関する説明

(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明	
データ連携システムの目的、概要に関する説明	①
データ連携システムの運用及び管理を開始した日	年 月 日
ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称	③
開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明	④
データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明	⑤

① データ連携システムの目的、概要に関する説明

データ連携システムの目的と概要を記載してください。

② データ連携システムの運用及び管理を開始した日

データ連携システムの運用及び管理を開始した日と記載してください。

③ ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称

準拠するガイドラインの名称を記載してください。準拠が必要となるガイドラインは、IPAのWEBページで順次公開します。

④ 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明

複数の利用者向けの共通基盤であることの合理性を説明してください。（下記の情報処理の促進に関する法律施行規則第41条第2号ロ(2)の記載内容を参照）

⑤ データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明

データ流通機能及び連携サービス機能を有するDPFとしての機能要件を満たすことを説明ください。（下記の情報処理の促進に関する法律施行規則第41条第2号ロ(1)の記載内容を参照）

情報処理の促進に関する法律施行規則第41条第2号 該当箇所

ロ 事業者が、次のいずれにも該当する情報処理システムの運用及び管理（他の事業者に委託する場合を含み、外国政府等による影響を受けている場合を除く。）を行っていること。

(1) 運用及び管理を行う者が異なる複数の情報処理システムの連携を円滑に行うための効率的なデータの流通、処理及び利用等に関する機能（以下「データ流通機能」という。）並びに当該連携を行うために複数の情報処理システムに共通して必要な機能（データ流通機能として備えるものを除く。）（以下「連携サービス機能」という。）を備える情報処理システム（以下「データ連携システム」という。）

(2) 運用及び管理を行う者が異なる複数の情報処理システムの連携によりこれらの者が多様なデータを活用できることを目的として、情報処理システムの運用及び管理を行う者がその開発、運用及び管理を単独で行った場合における収益性が見込めないことその他の理由により、その開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的と認められるデータ連携システムであって、法第五十一条第八号に規定する業務に応じてガイドラインその他の機構が定める文書にのっとりしたもの

4.1.3. 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示

(2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示

文書等の名称		①
記載箇所・ページ		②
実施内容		③

①文書等の名称

下記の情報処理の促進に関する法律施行規則第 41 条第 2 号ハを説明するための資料名を記載してください。

②記載箇所・ページ

資料において記載がある箇所を記載してください

③実施内容

具体的な実施内容を記載してください。

※機密性等の理由により抜粋が出来ない場合は、概要等粒度を落とした記載で問題ありません。

情報処理の促進に関する法律施行規則第 41 条第 2 号 該当箇所

ハ 事業者が、データ連携システムにおいて扱うデータに関して、守秘義務の遵守、目的外利用の禁止その他のデータの管理に関する事項を定め、当該データ連携システムの利用者取引条件として開示していること。

4.1.4. データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施

(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施		
文書等の名称		①
記載箇所・ページ		②
実施内容		③

①文書等の名称

下記の情報処理の促進に関する法律施行規則第41条第2号二を説明するための資料名を記載してください。

②記載箇所・ページ

資料において記載がある箇所を記載してください

③実施内容

具体的な実施内容を記載してください。

※機密性等の理由により抜粋が出来ない場合は、概要等粒度を落とした記載で問題ありません。

情報処理の促進に関する法律施行規則第41条第2号 該当箇所

ニ 事業者が、データ連携システムにおけるアクセス制御機能の整備、暗号化対策、サイバーセキュリティに関する対策、可用性の確保その他のデータ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置を継続的に講じていること。

4.1.5. データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施

(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施

文書等の名称		①
記載箇所・ページ		②
実施内容		③

①文書等の名称

下記の情報処理の促進に関する法律施行規則第 41 条第 2 号ホを説明するための資料名を記載してください。

②記載箇所・ページ

資料において記載がある箇所を記載してください

③実施内容

具体的な実施内容を記載してください。

※機密性等の理由により抜粋が出来ない場合は、概要等粒度を落とした記載で問題ありません。

情報処理の促進に関する法律施行規則第 41 条第 2 号 該当箇所

ホ 事業者が、データ連携システムに接続する情報処理システムが満たすべき要件の明確化その他の情報処理システムの安全性及び信頼性が確保されていることを確認するために必要な措置を継続的に講じていること。

4.1.6. 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表

(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表	
公表媒体（文書等）の名称	
準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明	

①文書等の名称

下記の情報処理の促進に関する法律施行規則第41条第2号へを説明するための資料名を記載してください。

②準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明
準拠基準への整合の確認状況、整備状況を説明ください。

情報処理の促進に関する法律施行規則第41条第2号 該当箇所

へ 事業者が、データ連携システムと他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するために、当該データ連携システムが準拠する基準を公表していること。

4.1.7. データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保

(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保	
経営の安定性の確保に関する説明	
経営資源の確保に関する説明	

①経営の安定性の確保に関する説明

経営の安定性の確保を説明する内容を記載してください。（下記の情報処理の促進に関する法律施行規則第41条第2号トの記載内容を参照）

②経営資源の確保に関する説明

経営資源の確保を説明する内容を記載してください。（下記の情報処理の促進に関する法律施行規則第41条第2号トの記載内容を参照）

情報処理の促進に関する法律施行規則第41条第2号 該当箇所

ト 事業者が、データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業の運営に活用される資源をいう。）を確保していること。

4.2. 更新申請の場合

「4.1 新規申請の場合」を参考に認定更新申請書（様式第17）を記載してください。

4.3. 認定を受けた申請書の内容を変更する場合

認定変更届出書（様式第18）を提出してください。

認定変更届出書	
① 申請年月日 年 月 日	
経済産業大臣 殿	② (ふりがな) 一般事業者の氏名又は名称
	③ (ふりがな) (法人の場合) 代表者の氏名
④ 住 所 〒	
⑤ 法人番号	
情報処理の促進に関する法律第31条の認定及び同法第32条第1項の認定の更新の申請書の内容について、下記のとおり変更がありましたので、届け出ます。	
⑥	
変 更 前	
変 更 後	

①申請年月日

申請書を提出する年月日を記載してください。

②一般事業者の氏名又は名称

申請者の氏名又は名称を記載してください。

③（法人の場合）代表者の氏名

申請者が法人である場合は、代表者の氏名を記載してください。

④住所

申請者の住所を記載してください。

⑤法人番号

申請者の法人番号を記載してください。

⑥変更内容

申請書の変更する部分を抜粋して記載してください

5. 【参考】関係法令抜粋

5.1. 情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）

第三章 情報処理システムの運用及び管理に関する指針等

（情報処理システムの運用及び管理に関する指針）

第三十条 経済産業大臣は、情報処理システムを良好な状態に維持し、企業経営において戦略的に利用することが重要であることに鑑み、情報処理システムを良好な状態に維持するために必要な情報処理システムの運用及び管理（以下この章及び第五十一条第一項第九号において単に「情報処理システムの運用及び管理」という。）に関する指針（以下この条において単に「指針」という。）を定めるものとする。

2 指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 情報処理システムの運用及び管理に関する基本的事項
- 二 情報処理システムの運用及び管理を適切に行うために必要な体制の整備に関する事項
- 三 情報処理システムの運用及び管理に係る具体的な方法に関する事項
- 四 その他情報処理システムの運用及び管理を適切に行うために必要な事項

3 経済産業大臣は、指針を定めるに当たっては、我が国産業における情報処理システムの利用の状況及び情報処理技術の動向を勘案するものとする。

4 経済産業大臣は、指針を定めようとするときは、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 経済産業大臣は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 経済産業大臣は、おおむね二年ごとに指針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

7 第三項から第五項までの規定は、前項の規定による指針の変更について準用する。

（基準に適合する事業者の認定）

第三十一条 経済産業大臣は、事業者からの申請に基づき、経済産業省令で定めるところにより、当該事業者について、前条第二項各号に掲げる事項に関する取組の実施の状況が優良なものであることその他の経済産業省令で定める基準に適合するものであることの認定を行うことができる。

（認定の更新）

第三十二条 前条の認定は、二年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前条の規定は、前項の更新について準用する。

（認定に関する事務）

第三十三条 経済産業大臣は、第三十一条の認定（前条第一項の更新を含む。）に関する事務（申請の受付、第三十一条の基準に適合するかどうかの審査その他これらに準ずるものとして経済産業省令で定めるものに限る。第五十一条第二項において「認定審査事務」という。）を機構に行わせるものとする。

（報告の徴収）

第三十四条 経済産業大臣は、第三十一条の認定を受けた事業者（以下この章及び第五十一条第一項第九号において「認定事業者」という。）に対し、情報処理システムの運用及び管理に関する取組の実施の状況について報告を求めることができる。

（認定の取消し）

第三十五条 経済産業大臣は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 第三十一条の経済産業省令で定める基準に適合しなくなつたとき。
- 二 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 三 不正の手段により第三十一条の認定又は第三十二条第一項の更新を受けたとき。

2 経済産業大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

（助言及び指導）

第三十六条 経済産業大臣は、認定事業者に対し、情報処理システムの運用及び管理に関する取組の適確な実施に必要な助言及び指導を行うものとする。

(中小企業信用保険法の特例)

第三十七条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下この条において「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（第三項において「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（第三項において「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、情報処理システム運用・管理関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定事業者の情報処理システムの運用及び管理に要する資金のうち経済産業省令で定めるものに係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第三十七条第一項に規定する情報処理システム運用・管理関連保証（以下「情報処理システム運用・管理関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項及び第三条の三第一項	保険価額の合計額が	情報処理システム運用・管理関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項及び第三条の三第二項	当該借入金の額のうち	情報処理システム運用・管理関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち
	当該債務者	情報処理システム運用・管理関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

- 2 普通保険の保険関係であつて、情報処理システム運用・管理関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び同条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。
- 3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、情報処理システム運用・管理関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

5.2. 情報処理の促進に関する法律施行規則（平成28年経済産業省令第102号）

第三章 情報処理システムの運用及び管理に関する指針等

（認定の申請）

第四十条 法第三十一条の認定を受けようとする事業者は、様式第十六による認定申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（認定の基準）

第四十一条 法第三十一条の経済産業省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 次のいずれにも該当すること。

イ 事業者が、最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から、企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方針を決定し、公表していること。ただし、意思決定機関（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第一号に規定する会社（以下「会社」という。）のうち、取締役会設置会社（会社法第二条第七号に規定する取締役会設置会社をいう。以下同じ。）にあっては取締役会、取締役会設置会社でない会社及びその他の法人又は団体にあつては取締役会に準ずる機関とする。以下同じ。）を設けている場合には、意思決定機関の決定に基づいたものに限る。

ロ 事業者が、最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から、次に掲げる事項を含む企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（以下単に「戦略」という。）を決定し、公表していること。ただし、意思決定機関を設けている場合には、意思決定機関の決定に基づいたものに限る。

(1) 戦略において、当該戦略を効果的に推進するための体制が示されていること。

(2) 戦略において、最新の情報処理技術の活用のための環境整備に関する具体的な方策が示されていること。

ハ 事業者が、戦略の達成状況に係る評価に関する指標を決定し、公表していること。

ニ 事業者において、戦略の推進等の実務の執行を総括する責任者（以下「実務執行総括責任者」という。）が、効果的な戦略の推進を図るために必要な情報発信を実施していること。

ホ 実務執行総括責任者が、主導的な役割を果たし、最新の情報処理技術の変化を踏まえた事業者が利用する情報処理システム（法第二条第三項に規定するものをいう。以下この条、第四十六条、様式第十六及び様式第十七において同じ。）における課題を把握していること。

ヘ サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）に関する対策的的確な策定及び実施を行っていること。

ト 法又は法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

二 次のいずれにも該当すること。

イ 事業者が、前号に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ロ 事業者が、次のいずれにも該当する情報処理システムの運用及び管理（他の事業者に委託する場合を含み、外国政府等による影響を受けている場合を除く。）を行っていること。

(1) 運用及び管理を行う者が異なる複数の情報処理システムの連携を円滑に行うための効率的なデータの流通、処理及び利用等に関する機能（以下「データ流通機能」という。）並びに当該連携を行うために複数の情報処理システムに共通して必要な機能（データ流通機能として備えるものを除く。）（以下「連携サービス機能」という。）を備える情報処理システム（以下「データ連携システム」という。）

(2) 運用及び管理を行う者が異なる複数の情報処理システムの連携によりこれらの者が多様なデータを活用できることを目的として、情報処理システムの運用及び管理を行う者がその開発、運用及び管理を単独で行った場合における収益性が見込めないことその他の理由により、その開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的と認められるデータ連携システムであつて、法第五十一条第八号に規定する業務に応じてガイドラインその他の機構が定める文書にのっとりしたもの

- ハ 事業者が、データ連携システムにおいて扱うデータに関して、守秘義務の遵守、目的外利用の禁止その他のデータの管理に関する事項を定め、当該データ連携システムの利用者取引条件として開示していること。
- ニ 事業者が、データ連携システムにおけるアクセス制御機能の整備、暗号化対策、サイバーセキュリティに関する対策、可用性の確保その他のデータ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置を継続的に講じていること。
- ホ 事業者が、データ連携システムに接続する情報処理システムが満たすべき要件の明確化その他の情報処理システムの安全性及び信頼性が確保されていることを確認するために必要な措置を継続的に講じていること。
- ヘ 事業者が、データ連携システムと他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するために、当該データ連携システムが準拠する基準を公表していること。
- ト 事業者が、データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業の運営に活用される資源をいう。）を確保していること。

（認定の失効）

第四十一条の二 前条第一号掲げる基準による認定（以下「第一号認定」という。）を受けた事業者が同条第二号に掲げる基準による認定を受けたときは、第一号認定は、その効力を失う。

（認定の更新の申請）

第四十二条 法第三十一条の認定を受けた事業者は、法第三十二条第二項において準用する法第三十一条の規定に基づき、認定の更新を受けようとするときは、認定を受けてから二年を経過する日の六十日前までに、様式第十七による認定更新申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（認定申請書又は認定更新申請書の内容の変更の届出）

第四十三条 認定又は認定の更新を受けた事業者は、認定申請書又は認定更新申請書の内容に変更があったときは、様式第十八による認定変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（認定に関する事務）

第四十四条 機構は、法第三十三条に規定する認定に関する事務として、申請の受付、法第三十一条の基準に適合するかどうかの審査、認定通知書類の作成及び当該通知書の送付等を行うものとする。

（認定の取消しの通知）

第四十五条 経済産業大臣は、法第三十五条第一項の規定により認定を取り消したときは、その旨及びその理由を記載した書類によりその認定を受けていた者に通知しなければならない。

（情報処理システム運用・管理関連保証に係る資金の要件）

第四十六条 法第三十七条第一項の認定事業者の情報処理システムの運用及び管理に要する資金のうち経済産業省令で定めるものは、情報処理システムを良好な状態に維持し、企業経営において戦略的に利用するために必要となる設備資金及び運転資金であって、情報処理システムの設計又は開発若しくは導入に係る資金とする。

5.3. 情報処理システムの運用及び管理に関する指針（令和2年経済産業省告示第110号）

第二 情報処理システムの運用及び管理を適切に行うために必要な体制の整備に関する事項

事業者は、情報処理システムの運用及び管理を適切に行うため、戦略の推進に必要な組織を構築するとともに、組織の設計及び運営の在り方について、ステークホルダーに示すべきである。その際、戦略の推進に必要な人材の育成及び確保並びに外部組織との関係構築及び協業についても、重要な要素として考慮すべきである。

特に、データ連携システム（情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号）第四十一条第二号ロ(1)に規定するデータ連携システムをいう。以下同じ。）の運用及び管理に当たっては、事業者の経営状況又は技術的要因によってデータ連携システムを通じたデータ流通の安定性が損なわれないように、経営基盤や技術基盤の安定性並びに当該データ連携システムの運用及び管理が終了した場合の代替可能性を確保し、それらを当該データ連携システムの利用者（以下単に「利用者」という。）等のステークホルダーに示すべきである。

第三 情報処理システムの運用及び管理に係る具体的な方法に関する事項

事業者は、情報処理システムの運用及び管理に係る具体的な方法として、情報処理システムやデジタル技術の活用のための環境整備に向けたプロジェクトやそのマネジメント手法等を明確化し、ステークホルダーに示すべきである。

特に、データ連携システムの運用及び管理にあたっては、次に掲げる事項にも取り組むべきである。

- 一 利用者がデータ連携システムを通じたデータ流通を安心して行うことができるように、データ連携システムで扱うデータの管理に関する事項を定めた上で、取引条件としてステークホルダーに示すこと。
- 二 データ連携システムを通じたデータ流通が安全な環境で行われるように、データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置を継続的に講じること。
- 三 データ連携システムにおける安全かつ安定したデータ流通を妨げるおそれのある情報処理システムが当該データ連携システムに接続することのないように、データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性が確保されていることを確認するために必要な措置を継続的に講じること。
- 四 データ連携システムが備える機能が他のデータ連携システムとの相互の連携を妨げるものとならないように、当該データ連携システムが準拠する基準を公表するとともに、基準を遵守している状態を保つこと。